

概要版

大東市障害福祉計画（第6期）

（令和3年度～令和5年度）



令和3年3月

大 東 市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

大東市障害福祉計画は、障害のある人が年齢や障害の種別等にかかわらず、一人ひとりの意思決定に基づく自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスの基盤整備を計画的に進めるための計画です。

第5期の計画期間が令和2年度で満了するため、計画の進捗状況や国の制度改革、障害のある人のニーズ、障害福祉サービス事業所の抱える課題等を踏まえ、新たな目標を設定するとともに、その達成に向けた取り組みを計画的に推進していく必要があります。

このため、「大東市障害福祉計画（第6期）」を策定し、障害福祉の充実に向けて令和5年度の目標を定めるとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童通所支援事業等の各事業量の設定など、障害のある人の生活を支えるための具体的な取り組みを明らかにするものです。

計画の対象

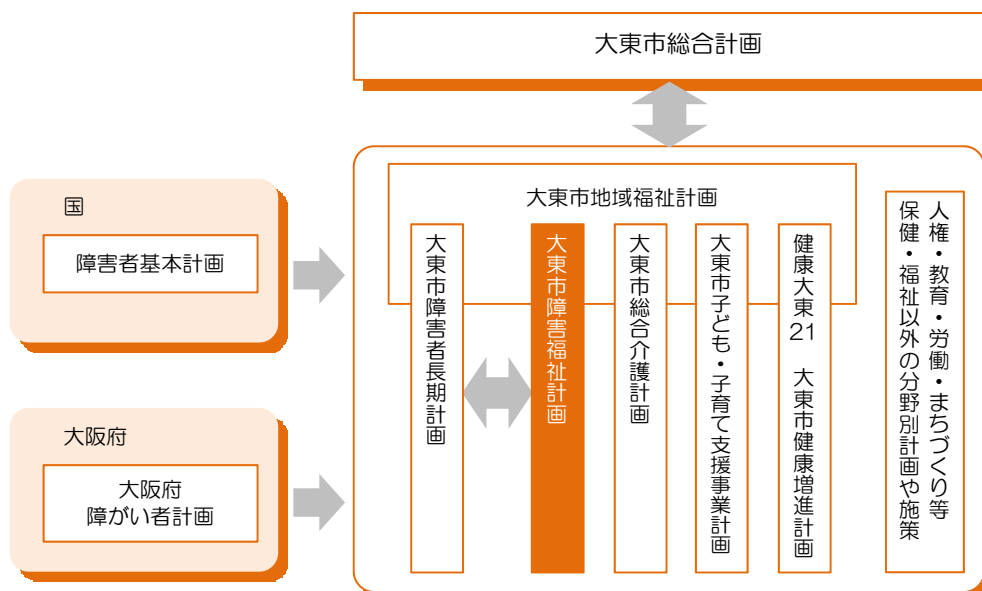
障害者総合支援法では「障害者」を、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害および高次脳機能障害を含む。）、難病等患者でそれぞれ18歳以上の者としています。障害者手帳の所持は、身体障害のある人を除き、障害者総合支援法に基づく給付の要件とされていないため、知的障害のある人、精神障害のある人、難病等患者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、同法に基づく給付の対象となります。

また、児童福祉法は、児童を満18歳に満たない者と定義し、「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）、難病等患者であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童としています。

計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」および児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして作成する法定計画です。

■本計画と他計画との関係



計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

基本理念

「第4次大東市障害者長期計画」（平成28～令和7年度）の基本理念であり、計画の目指すべき社会像である「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」を踏まえます。

また、この計画では、障害のある人の自立と社会参画の実現を目指し、自己決定の尊重と意思決定の支援への配慮を基本として、障害のある人および児童が、障害福祉サービスや児童通所支援等を適切に利用して、地域生活への円滑な移行や就労、児童の健やかな育成が促進されるよう、サービス提供体制の整備を図ることを基本とします。

さらに、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域丸ごとのつながりで支えあう「地域共生社会」の実現を目指します。

<計画の目指す姿>

障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、
すべての人が共に支えあい共に生きる社会

障害のある人が地域で安心して暮らしていくための基本視点

本市の障害のある人の総合的な計画である長期計画の基本理念を実現するため、サービス基盤整備に取り組む際の基本視点として、国および大阪府の基本的指針等を踏まえ、次のように考えます。

- ① 障害のある人の人権と自己決定の尊重およびユニバーサルデザインの推進
- ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施と充実
- ③ 入所・入院から地域生活への移行・継続の支援および課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害のある人の多様な社会参加への支援
- ⑧ 障害児者等に対する虐待の防止
- ⑨ 障害を理由とする差別の解消の推進

1 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために

(1) グループホーム等住まいの場の確保

障害のある人が地域で暮らし続けることを支える選択肢の一つとして、利用ニーズが高いグループホームの補助制度事業を展開していきます。

(2) 雇用・就労の支援

事業所や当事者等における就労に関する課題を把握するとともに、地域の就労関係事業所やハローワーク等との連携を強化し、これまで以上に障害者雇用の取り組みを推進していきます。

また、市役所における障害者雇用は「大東市障害者活躍推進計画」（令和2～令和6年度）に基づき、法定雇用率（2.5%）を上回る、令和元年度実績の水準（2.98%）の維持を目指しています。

2 地域生活への移行と就労移行等に関する目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目		数 値	備 考
令和元年度末の入所者数【基準値】(A)		68人	
第6期目標値	令和5年度末の入所者数	66人以下	
	令和5年度末の地域生活移行者数(B)	5人 (6%以上)	国・府の指針：令和元年度末施設入所者数(A)の6%以上
	施設入所者の削減(C)	2人 (1.6%以上)	国・府の指針：令和元年度末施設入所者数(A)から1.6%以上の削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、障害福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、精神病床からの地域生活移行を目指します。

項 目	目 標	備 考
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	実績把握は大阪府のデータによる
精神病床における1年以上の長期入院患者数(令和5年6月末日時点)	40人	令和元年6月末日時点【基準値】42人
令和5年度の早期退院率	入院後3ヶ月時点：69% 入院後6ヶ月時点：86% 入院後1年時点：92%	実績把握は大阪府のデータによる
保健、医療および福祉関係者による協議の場	年間開催回数：10回/年 関係者の年間参加者数：①保健関係者：10人/年、②医療関係者：10人/年、③福祉関係者：72人/年 評価の実施回数：1回/年	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

大東市障害者総合支援協議会において、地域生活支援拠点等の運用状況を検証・検討する機会を年1回以上設けて、機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値	備 考
令和元年度の一般就労移行者数 (A)【基準値】	27人	大阪府調べ
目標①令和5年度の一般就労移行者数 (B)	39人 (1.44倍)	国指針：令和元年度において福祉施設から一般就労に移行した者の数の1.27倍以上 (B/A)
内訳	目標②就労移行支援	30人 国指針：令和元年度実績 (21人) の1.30倍以上
	目標③就労継続支援A型	7人 国指針：令和元年度実績 (5人) の1.26倍以上
	目標④就労継続支援B型	2人 国指針：令和元年度実績 (1人) の1.23倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率

項目	目 標	備 考
就労定着支援事業の利用者数	7割	国指針：令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労者のうち7割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	国指針：就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上

(6) 就労継続支援 (B型) 事業所における工賃の平均額

実 績		第5期計画	第6期計画
平成30年度	令和元年度	令和2年度目標	令和5年度目標
12,318 円/月	13,315 円/月	14,001 円/月	14,647 円/月

注：実績は大阪府報告の各年度の『工賃実績 (市町村別) 就労継続支援B型』による。

3 障害児支援の提供体制の整備等

- (1) 福祉型・医療型児童発達支援センターの2カ所と保育所等訪問支援事業のさらなる質の向上と支援の拡充に向けて取り組んでいきます。
- (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所は1カ所設置されています。今後も地域のニーズを踏まえ取り組んでいきます。
- (3) 医療的ケア児等コーディネーターや医療分野などの関係機関が参画する協議の場を定期的に開催し、発達段階に応じた支援の充実や地域課題等の検討や解決に向けての議論を行います。

4 相談支援体制の充実や障害福祉サービス等の質の向上など

(1) 相談支援体制の構築および充実・強化等

項目	目 標
基幹相談支援センターの設置	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数【90件/年】
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数【14件/年】
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数【80回/年】

(2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目 標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数【20人/年】
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制【有】
	年間実施回数【12回/年】

5 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス（月平均）

サービス種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人	204	212	220
	利用時間数	時間	4,712	5,052	5,392
重度訪問介護	利用者数	人	14	14	14
	利用時間数	時間	1,946	1,946	1,946
行動援護	利用者数	人	4	4	4
	利用時間数	時間	40	40	40
同行援護	利用者数	人	51	52	54
	利用時間数	時間	1,321	1,345	1,393
重度障害者等包括支援	利用者数	人	3	3	3
	利用時間数	時間	—	—	—

(2) 日中活動系サービス（月平均）

生活介護	利用者数	人	377	382	386
	利用日数	人日	6,564	6,637	6,714
自立訓練	利用者数	人	27	28	30
	利用日数	人日	414	443	474
就労移行支援	利用者数	人	54	58	64
	利用日数	人日	846	909	992
就労継続支援（A型）	利用者数	人	141	149	158
	利用日数	人日	2,567	2,699	2,831
就労継続支援（B型）	利用者数	人	140	147	152
	利用日数	人日	2,374	2,463	2,555
就労定着支援	利用者数	人	24	28	32
療養介護	利用者数	人	12	12	12
短期入所	利用者数	人	113	118	122
	利用日数	人日	621	651	681

(3) 居住系サービス（月平均）

自立生活援助	利用者数	人	3	3	3
共同生活援助	利用者数	人	150	156	162
施設入所支援	利用者数	人	66	65	65

(4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）（月平均）

計画相談支援（※）	利用者数	人	252	257	262
地域移行支援	利用者数	人	4	5	8
地域定着支援	利用者数	人	8	10	12

※計画相談支援は児童を含みます。

6 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業					
本人活動支援事業		有無	有	有	有
知的障害者グループワーク事業		有無	有	有	有
精神障害者グループワーク事業		有無	有	有	有
障害者相談支援事業		力所	4	4	4
基幹相談支援センター		有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		有無	有	有	有
		人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意思疎通支援事業（年間）					
手話通訳者派遣事業	実利用者数	人	61	61	61
	派遣件数	件	715	715	715
	派遣時間数	時間	1,586	1,586	1,586
要約筆記者派遣事業	実利用者数	人	5	5	5
	派遣時間数	時間	81	81	81
手話通訳者設置事業		人	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業（年間）		人	30	30	30
日常生活用具給付等事業（年間）					
介護・訓練支援用具		件	15	15	15
自立生活支援用具		件	42	42	42
在宅療養等支援用具		件	24	24	24
情報・意思疎通支援用具		件	34	34	34
排泄管理支援用具		件	2,867	2,867	2,867
住宅改修費		件	3	3	3
移動支援事業（年間）		利用者数	380	390	400
		利用時間数	54,635	56,462	58,289
地域活動支援センター（年間）					
基礎的事業	設置箇所数	力所	2	2	2
	利用者数	人	200	201	202
地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	力所	1	1	1
	利用者数	人	86	86	86
地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	力所	1	1	1
	利用者数	人	114	115	116
地域活動支援センターⅢ型	設置箇所数	力所	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0

(2) 任意事業

必須事業のほか、この計画では次の事業を実施します。

■ 日中一時支援事業

■ 訪問入浴サービス事業

■ 生活訓練事業

■ ステップアップ手話講座

■ その他の事業

自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者（児）タクシー助成事業

障害者（児）訪問理容サービス事業

7 児童福祉法に基づくサービスの見込量

(1) 通所支援事業（月平均）

サービス種別	項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	125	130	135
	利用日数	人日	1,057	1,081	1,105
医療型児童発達支援	利用者数	人	17	17	17
	利用日数	人日	170	170	170
放課後等デイサービス	利用者数	人	393	424	453
	利用日数	人日	4,829	5,215	5,580
保育所等訪問支援	利用者数	人	8	9	10
	利用回数	回	8	9	10
障害児相談支援	利用者数	人	88	97	107
居宅訪問型児童発達支援	利用回数	回	1	1	1

(2) 発達障害児者に対する支援

早期支援を充実させるために、各分野の関係機関の情報共有等の連携や相談支援体制の整備に努めるとともに、発達障がい者支援センター等の専門機関との連携も検討します。

(3) 子ども・子育て支援事業のサービス

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、関連施策と緊密な連携をとり、子ども・子育て支援事業を利用する障害のある児童の把握と適切な対応及び支援体制の整備に努めます。

制度の円滑な推進

1 サービス利用の環境整備

利用者の人権を尊重し、必要なサービスを適正に受け取ることができるよう環境の整備に努めます。

- ① 情報提供・相談支援の充実
- ② サービスの質の確保

2 計画の推進

計画の具体化のため、下記の5つの取り組みを推進します。

- ① 障害のある人への理解の促進と計画の広報・周知
- ② 地域や医療機関、企業等との連携
- ③ 関係機関・庁内の推進体制の充実
- ④ 大阪府・近隣自治体との連携
- ⑤ 計画の進行管理

大東市障害福祉計画（第6期） 概要版

発行日：令和3年3月

編集・発行：大東市 福祉・子ども部 障害福祉課
子ども室保育幼稚園グループ

〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

TEL：072-872-2181（代） FAX：072-873-3838

印刷物番号

3-16